

第5回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

新市名候補選定小委員会

日時：平成15年 3月15日（土）午後1時30分

場所：西条市役所 5階第会議室

1 開会

2 議 事

(1) 継続審議事項

①新市の名称募集要項について

②新市の名称候補選定基準について

3 その他

(1) 第6回小委員会の開催日程について

4 閉会

○出席委員

井上 豊實	荃田 元近	徳永 英光	佐伯 出
瀬川 政子	山内 サダ子	服部 和子	有馬 馨

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>それでは、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>ただいまから西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会の第5回会議を開会いたします。</p> <p>なお、本日の小委員会は、通常協議会同様に一般の方の傍聴、報道関係者、また行政関係者等も同室しておりますので、ご了承いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>また、会議の開催につきましては、小委員会規程第5条第2項によりまして、半数以上の出席が必要ということでございますが、本日、委員さん、全員参加ということでございます。会議が成立しておりますことを、まずご報告を申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、小委員会の議長は、新市名候補選定小委員会規程第5条第3項によりまして委員長が務めることとなっておりますので、議長を委員長にお願いいたします。それでは、委員長、よろしく願いいたします。</p>
井上議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>規程によりまして、本日の取りまとめ役を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、会議資料の1ページの会議次第に沿って会議を進めてまいりますので、ご協力のほどをお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、会議次第2、議事に入らせていただきます。</p> <p>継続審議事項①の「新市の名称募集要項について」を議題といたします。これにつきましては、前回第4回小委員会で提案がございましたが、継続審議ということになっておりますので、今回も引き</p>

発言者	議題・発言内容
井上議長	<p>続きご審議をお願いを申し上げます。</p>
総務班戸田	<p>事務局から説明はございませんか。</p>
井上議長	<p>議長。</p>
総務班戸田	<p>事務局。</p>
井上議長	<p>継続審議事項①をご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料の2ページをご覧ください。</p> <p>前回からの継続審議となっております、継続審議事項①「新市の名称募集要項について」につきまして、前回の小委員会と重複するかと思いますが、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、1、目的としまして、合併に対する住民の関心を高め、合併の取り組みに対する住民参加の推進を図り、広く新市の名称を公募することにより、幅広い意見の集約をするとともに、この地域の知名度の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2、公募の内容としまして、新市の名称にふさわしい市名を公募する。</p> <p>3、公募の方法としまして、（1）公募範囲及び資格。公募範囲は全国とし、だれでも公募できるものとする。</p> <p>委員の方のご意見として、「2市2町出身者を重点においた全国公募としてほしい」という件については、2市2町出身者の名簿がありませんことから、2市2町出身者につきましては、この新市名の公募のお知らせを協議会だよりや各市町の広報により、現在、この2市2町に在住の方に、県外におられる出身者にお声をかけてい</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>ただくよう、啓蒙していきたいと考えております。また、合併協議会のホームページでも呼びかけをしていくなど、可能な限り対応をいたしたいと考えております。</p> <p>続きまして、(2) 応募制限。①応募は、応募方法に掲げるいずれかの方法で、1人一名称、1点限りとする。</p> <p>これにつきましては、公募される方に、真摯な態度で公募していただきたいということで、1人1点限りとしております。</p> <p>②既存の同一市名は、不可。ただし、「西条」、「東予」、「丹原」、「小松」の名称は使用できるものとするが、小松については、「小松市」が存在するため、「小松市」は不可。「〇〇小松市」、「小松〇〇市」、「こまつ市」等は可。</p> <p>③新市の名称は、漢字、ひらがな、カタカナで表記されるものとする。漢字の場合は、常用漢字を使用すること。</p> <p>(3) 応募方法としまして、①応募専用用紙、②はがき、③封書、④ファックス、⑤電子メール、⑥協議会事務局ホームページ等あらゆる方法を考えております。</p> <p>(4) 記載内容としまして、①郵便番号、②住所、③氏名(ふりがな) ④年齢、⑤電話番号、⑥新市の名称(ふりがな)、⑦名称の理由。</p> <p>(5) 応募先として、①郵送・ファックス・Eメール・ホームページによるものにつきましては、資料の2ページから次のページ3ページにございますように、合併協議会の住所、FAX番号、Eメールアドレス、ホームページアドレスとしております。</p> <p>②持参によるものにつきましては、合併協議会事務局または公共施設(各市町の本庁及び支所、公民館等)で応募箱を設置している</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>ところとしております。応募箱につきましては、協議会事務局で、ポスター・チラシの作成とともに応募箱を作成しまして、2市2町の公共施設であります、2市2町の本庁、支所、公民館等に配置いたしたいと考えております。</p> <p>(6) 懸賞としまして、次の①から③の3つを考えております。</p> <p>①名付け親大賞としまして、新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選で名付け親大賞として、1名に10万円相当の商品券または旅行券を贈呈する。懸賞は選択制としております。</p> <p>②名付け親賞としまして、新市の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞に漏れた応募者の中から、抽選で名付け親賞として、10名に1万円相当の商品券または図書券を贈呈する。</p> <p>③残念賞としまして、新市の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞及び名付け親賞に漏れた応募者及び新市名候補選定小委員会の最終選考に選ばれた作品の応募者の中から、それぞれ10名、計20名に、抽選で残念賞として5千円相当の商品券または図書券を贈呈する。</p> <p>先例地の例としましては、懸賞は、商品券、旅行券、図書券、現金、記念品等が主となっております。懸賞の総額は、20万円から30万円の間が多くなっております。お示ししております懸賞内容の案で、当協議会におきましては総額30万円となっております。</p> <p>(7) 受賞者の発表としまして、受賞者の発表は、協議会において新市名が決定された後、合併協議会だより及びホームページ等を通じて発表する。</p> <p>(8) その他としまして、①応募制限に違反した応募、応募内容に未記入等があった場合は無効とする。</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>②応募された作品に関する一切の権利は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会に帰属する。</p> <p>4、公募期間としまして、平成15年5月20日から平成15年6月20日までとし、郵送による応募の場合は、締切日消印分まで有効とする。</p> <p>5、周知の方法。新市の名称募集については、協議会だより、合併関係市町の広報紙、合併協議会のホームページ、ポスター、チラシ、チラシは全戸配布予定となっております。マスコミ等で周知する。</p> <p>先例地の例も、ほぼこのような内容となっております。なお、ポスター・チラシの作成につきましては、平成15年度の協議会当初予算にて予算化し、15年の4月から5月中旬に事務局にて作成していく予定としております。</p> <p>なお、資料の4ページから5ページにかけては、参考資料として、先例地の公募概要を掲載しておりますが、前回の協議会と同じ内容ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
倉田次長	議長。
井上議長	はい、どうぞ。
倉田次長	<p>前回、2月27日に開催されました第4回の小委員会におきまして、委員さんから、先ほど説明がございましたが、会議資料の応募の記載内容の関係でご質問がございました。応募の記載内容のうち、</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>どの項目が必ず必要かとのご質問がございまして、事務局からは、記載内容のうち、住所、氏名、新市の名称、名称の理由は必ず必要であるが、電話番号、あるいは郵便番号については、電話のない方もおいでということから、また小学生からの応募も想定されるということから、郵便番号等も未記入であっても有効としたいという考えだとお示しいたしました。また、委員さんから、募集要項を決めることであり、明確にしておくべきではないかというご意見もございまして、事務局におきまして、この委員さんのご意見を受けまして再度検討いたしました。</p> <p>先ほどありましたが、会議資料の2ページの下の方ですけれども、記載内容の項目に、郵便番号から7項目ございまして、事務局といたしましては、今回の応募に当たりまして、記載内容のうち必ず記載していただかなければならない項目としましては、住所、氏名、これは本人を特定することや、1人1点とする応募制限から必要であると考えております。新市の名称、名称の理由につきましては、今回、公募の目的でございまして必要でございまして。この住所、氏名、新市の名称、名称の理由以外の項目でございまして、郵便番号、あるいは氏名のふりがな、年齢、電話番号につきましては、事務局の集計資料、あるいは本人との連絡手段の一つとしての必要性があるということで記載をしていただくようしたのですが、今回の公募に当たりましての目的事項ではないというようにも考えております。</p> <p>公募につきましては、この事務局案では、子どもからお年寄りまで幅広く応募をしていただいて、また、公募要項の目的にもございまして、住民の方の合併の取組みに対する唯一の住民参加の機</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>会でございますので、このことから、多くの方に応募していただきたいと思っております。したがって、郵便番号、氏名のふりがな、年齢、電話番号の未記入で無効とするのは忍びないのではないかと懸念をいたしております。事務局案では、本日お配りしております資料の中にごございますように、未記入があれば無効とするということになっておりますけれども、先ほど申しました理由によりまして大変懸念をしております、このような考え方をもとに、本日、お手元に第2案といいますか、修正案として、関係箇所の修正をした案を用意させていただいております。</p> <p>内容について申し上げますと、募集要項の3、公募の方法のうちの(8)の、資料の2ページなのですが、その他の項のところを修正したいということで、お手元に資料をお配りしておりますけれども、内容としましては、「応募制限に違反した応募、記載内容に未記入があった場合は無効とする。ただし、記載内容については、郵便番号、氏名のふりがな、年齢、電話番号に記入漏れがある場合は、この限りでない。」ということで、第2案として修正案を提案させていただいておりますので、あわせてご審議をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
井上議長	<p>ただいま事務局からご説明がございましたが、継続審議事項①につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どなたからでもご発言をお願いいたします。</p>
荃田委員	<p>はい。</p>

発言者	議題・発言内容
井上議長	はい。荃田委員。
荃田委員	<p>今、事務局より説明がございましたように、やっぱり子どもから大人まで含めてということになりますと、子どもは親に聞いて指導もできると思うんですけども、年寄りになったら、指導ができません。そのまま持っていく可能性も十分、大勢の中ではあると思うので、そこらの中の拾い方というのは、やっぱり寛大な措置を取っていただいて、やっぱり2市2町の皆さんが応募をしたんだという、やっぱりものに、精神に持ってやて、名前は、それが決まるか決まらんか別にして、やっぱり参加したという意義があると思うので、名前につきましては、やっぱり最終的に5点ぐらいに絞っていくと思うんですけども、それまでのものについては、ある程度のやっぱりしぼり方をすると寛大な措置で応募方法を発表するのがいいんじゃないかなという気がいたします。</p> <p>終わります。</p>
井上議長	そしたら、結局、ただし書をつけて、出す方がいいんですね。
荃田委員	<p>はい、そういうことが、僕は、委員さんに聞いてみてください。僕はそういう意見です。</p>
井上議長	<p>方法としてはね。はい、わかりました。</p> <p>ほか、何かございませんか。</p> <p>では、もう委員の皆さんが少ないんで、ぜひ、ご発言を。そやから、皆さんでやっぱり何ね、合意の上でやっぱり決めていただく方</p>

発言者	議題・発言内容
井上議長	が、皆さん方にも説明がしよいものですから、ぜひ。
瀬川委員	今、荃田委員がおっしゃったように、やはりこの修正といいますか、これをつけて、今おっしゃった参加すること、やはり興味を持っていることというのを、やはり、余り厳しくしないですといいと思います。
井上議長	山内さんはどうですか。
山内委員	私も同じでございます。
井上議長	ああ、そうですか。 服部委員も。
服部委員	はい、そうです。
井上議長	ああ、そうですか。 有馬委員も。
有馬委員	私もです。住民参加が第1だと思います。
井上議長	徳永委員さん、どうですか。
徳永委員	こっちはそれでいいんですが、ちょっとほかのことで聞きたいんですが、応募の方法で、応募専用用紙とか、はがきとか封筒が

発言者	議題・発言内容
徳永委員	ある。この分はどないするんですか。どこに置いておくんですか。 個人に配るんですか。
佐伯委員	全戸配布にせないけません。
井上議長	事務局。
倉田次長	応募の方法で、応募専用用紙につきましては、事務局が専用用紙をつくりまして、これは各戸へご配布申し上げます。はがきにつきましては、これは自分で購入いただいて出していただくという形にとらせていただきたいと思います。
徳永委員	そしたら、応募専用用紙が全戸へ行くわけやね。
倉田次長	はい。
徳永委員	わかりました。
井上議長	これは1戸1枚かいな。
倉田次長	議長。
井上議長	はい。
倉田次長	予定しておりますのは、1戸1枚にしておりますが、これは、家

発言者	議題・発言内容
倉田次長	族の方で何人もおいでる方もおいでましようが、ということで、それは事務局で用意させていただいておりますので、その際にはご要望をいただいたら、提供できると考えております。
井上議長	はい。
荃田委員	はい、議長。
井上議長	荃田委員。
荃田委員	1戸1名で僕はかまわんと思うんだけど、小学生や中学生やいろいろな方の参加をいただくということになりますと、やっぱり小学校なら小学校でその徹底をしてもらおう。中学校なら中学校でその徹底をしてもらおう。高等学校なら高等学校へその用紙を持っていかざったら、家の中では僕は徹底できにくいと思うんですよ。そこらのことも、やっぱりここで交通整理をしといて、それもびしっとこういかざったら、家の中で何件出すやないうて、その手間やいろんな費用で僕はなかなか難しい問題があるんじゃないかなという気がするんで、そこら事務局、どういう考え方を持っているのか。ちょっと答弁してください。
倉田次長	議長。
井上議長	事務局。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>広く応募していただくということで、小学校、中学校、あるいは高校には、まだお願いはしておりませんが、お願いをいたしまして、用紙を配布したいとこのように考えております。</p>
井上議長	<p>そういうように、皆さんでやっぱり、多くの皆さんにやっぱり参加していただくのが意義があることだと思いますので、それはぜひそういう形でやっていただきたいと思います。</p> <p>ほか、ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
井上議長	<p>それでは、皆さんのご意見も大体出たようでございます。継続審議事項①は、事務局案の、今言いました訂正を施しました案で進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
井上議長	<p>ご異議がないようでございますので、継続審議事項①の「新市の名称募集要項について」は、ただいま説明しました事務局案にただし書をつけました方向で進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、審議事項②の「新市の名称候補選定基準について」についてを議題といたします。これにつきましても、継続審議事項①と同様、前回第4回小委員会で提案がございましたが、継続審議ということになっておりますので、今回も引き続きご審議をお願い</p>

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	<p>4のその他としまして、その他新市名候補の選定に必要な事項は、新市名候補選定小委員会の審議により、これを定めることとする。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
井上議長	<p>ただいま事務局からご説明申し上げました、継続審議事項②につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ぜひご発言をお願いします。</p>
荃田委員	<p>はい、議長。</p>
井上議長	<p>荃田委員。</p>
荃田委員	<p>これは、何ぼ応募してくるか予想がつかんのですけれども、要するにそれから5点ほど前へ出していくといいますと、やっぱり得票の数字というものは発表せないかんのじゃないかなという僕は気がするんですけれども、他市の合併した状況等はどういうことになっているか。わかっておったら、説明願いたいと思います。</p>
倉田次長	<p>議長。</p>
井上議長	<p>事務局。</p>
倉田次長	<p>公募いたしますと、公募の件数ですかね、そういう形は発表いたしております。他市の例でいきますと、大体5点から10点ぐらいをこの中から選んで、最終的に協議会へ報告すると。協議会で最終</p>

発言者	議題・発言内容
倉田次長	決定していただくという例が多いようでございます。以上でよろしゅうございますか。
井上議長	応募の数の何が。
荃田委員	数をやっぱり、順番を決めるのは、やっぱりそれやっていかざったら順番というのは決まるまいが。最終的に1点にしても。どんなにかまへん、それいうてちゅうことにならんと思う。やっぱり入れた人がおるわけじゃけん。
総務班戸田	議長。
井上議長	はい。
総務班戸田	先例地では、まず、応募された作品名を一覧表で出します。先例地の例としまして、各応募された名前、名称に対する応募者数とか、統計的なデータとしましては、例えば年齢別だとか、そういったものをこの小委員会に出すような形で出しております。今回、当協議会で一応、年齢別は出ておりませんから、年齢がもし応募の中に記載内容の中に年齢を書いただければ、年齢別なんかの新市名称に対する年齢別の構成だとか、そういったものまで出したいと考えております。最低限、一覧表等、各新市名に対する応募者数、これは提示していきますので。
井上議長	はい、事務局。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	<p>大変失礼しました。ここに、選定基準に1から5がございますですね。この項目に並びかえて、事務局の方はお示ししたいというようには考えております。案としまして。ですから、1の地域や地理的にイメージできる名称には、どういう公募があったという形でお示しさせていただきまして、その中から委員さんが順次選んでいただくという形はとらせていただきたいと思いますと考えておりますが、この件につきましては、次回の小委員会で案を作成いたしますので、ご審議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
荃田委員	<p>はい、議長。</p>
井上議長	<p>荃田委員。</p>
荃田委員	<p>ものは決めていくわけですから、いろいろなことはあると思うんじゃないけど、やっぱりものが外向いて説明がつくようなことの資料をこしらえてもろて、そら、5点なら5点、10点なら10点の名前を出して行って、そこで、決めていくというのは容易じゃないと思う。これ、小委員会も困ると思うし、全体にかけても困ると。最終的な決をとらないかんというものができてくるやらもわからんのですけれども、そういうことの中で、外へ向けて、市民の皆さんや町民の皆さんにはっきりやっぱりそういうことを説明ができるような資料と、それで、新聞発表にしたって、どうせ名前ははよせだったら合併にならんのですから、名前ははよつけないかんと思っておるんですけれども、そういうことの手順というのは、やっぱりある程度勉強していただいて、抜からんようにひとつ事務局に要望し</p>

発言者	議題・発言内容
荃田委員	ておきますから、ひとつよろしくお願ひいたします。
井上議長	佐伯委員、何かございませんか。
佐伯委員	<p>ここの今、選定基準が五つありますわいね。それを結局して、その作品の中からまた五つを選ぶということでしょ。そういう一つの選び方において、この何を選定基準を決めておるわけですけど、宇摩合併協議会あたりを見ますと、かなり何がそういう範囲が広いんですね。広うございますわ、見てみますとね、これで。そういうことで、結局、選定の基準いうものを、これ、要約してやられています。これ、結構だと思ひますけれども、もう少し、幅広うにやっつけた方が、結局、いいんじゃないかと、そういうように感じて、これは別にこれがかまわんと思ひますけど。そこらあたり。</p>
井上議長	<p>今回、事務局が示しておる案は、大体一般的な、どこも通用するような案じゃと思ひますけど、いろいろそういう特色出す案があるんなら、事務局の方で、また変わった案を考へていただいて結構だと思ひんじゃが、まあまあこれは一般的な感じだと思ひんで。</p>
荃田委員	議長、それは一般的な案が本当なんです。我々は。
井上議長	そやから、これでいいよ。一般的で。
荃田委員	<p>事務局はそれに従うて事務しとってくれたらいいので。我々は小委員会て責任持って決めよるわけなんじゃけん、それでも決まら</p>

発言者	議題・発言内容
荃田委員	<p>るので、宇摩みたいに29名が投票して、四国中央市やいうんこしらえたわけじゃけん。これはなかなかなんじゃ。</p>
佐伯委員	<p>この五つの何については、事務局の方で全部やるわけやね。この五つの項目があるでしょ、選定基準が。ある中で、選定基準、これはようけありますわいね。それをその中で、振り分けするでしょ。その作業は事務局で振り分けするんではということですよ。</p>
倉田次長	<p>この選定基準の5項目に基づきまして、公募のあった中から振り分け作業は事務局の方でさせていただきますして、小委員会の方にはご提示させていただきたいとこのように考えております。</p>
佐伯委員	<p>分けても大変な作業や。</p>
井上議長	<p>大変やね。確かにそれは。判断の手法あるし。</p>
徳永委員	<p>これ、一遍にぽんと決まらんのやけんの。そやけど、10なら10、20なら20出して、その中からまた10に絞り、5に絞りしていかんかったら、最初からようけある中、これ五つとれ言われたってとれるもんか、そらの。</p>
荃田委員	<p>それは、10でも20でも出してもらたら、この小委員会で決めたらいいんやから。</p>
徳永委員	<p>そういう決め方せないかんわ。</p>

発言者	議題・発言内容
荃田委員	何ぼまでで、ほな、ここでいこうて決めたら、それからやったらいい。それだって、最適な名前になるかいうたらわからんで。
徳永委員	そら、わからん。
井上議長	最終的には協議会で決めさせていただかんなん。とにかく候補の何を五つなり、何ぼかはやっぱり小委員会でね、決めて。
徳永委員	公募やっとなる内容が出てきてから、また検討したらいい。
井上議長	次回、そういう方法。
倉田次長	申しわけないです。一応、この選定基準を設けさせていただきます。そして、募集要項が決まりますと、いざ、スケジュールというのは、公募になりますが、その公募期間中に次回の小委員会でそういう出てきたときの絞り込みの方法は、私どもまた提案させていただきますので、ご審議をいただきたいと考えております。
徳永委員	それでいい。
井上議長	ほかございませんか。この案に対して。結構でございますか。
	（「なし」の声あり）
井上議長	大体、皆さんのご意見はまとまったようでございます。継続審議

発言者	議題・発言内容
井上議長	<p>事項②につきましては、事務局案の方向で進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
井上議長	<p>ご異議がないようでございますので、継続審議事項②「新市の名称候補選定基準について」は、事務局案のとおりで進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
井上議長	<p>以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>本日の会議結果につきましては、次回の第6回合併協議会において私の方から報告をさせていただきたいと考えておりますが、内容につきましては、私の方にご一任をいただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
井上議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>異議がないようでございますので、ご了解いただいたものといたします。</p> <p>それでは、委員の皆さんのご協力に感謝申し上げまして、取りまとめの役を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
真鍋局長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、10ページをお開きいただきたいと思います。</p>

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	<p>第6回の小委員会の開催日程でございますが、第6回はちょっと飛びまして、その間に募集というものを行いますので、平成15年6月7日土曜日でございます。午前9時30分から、小松町役場の別館2階ホールで予定をいたしております。いろいろと大変だと思いますが、ぜひともご参加のほどをよろしくお願い申し上げます。よろしゅうございましょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
真鍋局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、これもちまして、第5回の会議を終了させていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>